

Q5 子どもと同居していても、医療費が節約できると聞いたことがありますか、本当ですか？

A 本当です。子ども世帯と医療費を合算し、一緒に確定申告をすれば、安くなる可能性があります。

働く子どもと同居し、あなたの所得が低い場合は、あなたが子ども世帯の医療費もまとめて確定申告をしたほうが有利な場合があります。

つまり、住民票上の住所が同じ世帯の中に、所得が低く確定申告の足きり額が10万円より少ない人がいる場合は、その人が確定申告をする方が、還付金を増やせる可能性があります。

たとえば、あなたが年間所得100万円の年金暮らしだとして、あなたの年間医療費が12万円、そして働く子ども世帯の医療費も12万円とします。

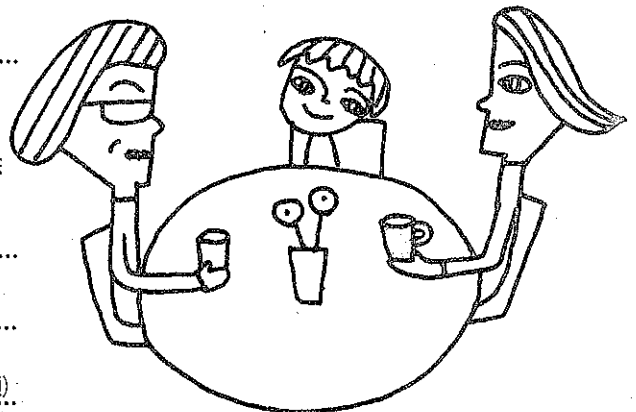
も世帯とで、年に計24万円の医療費がかかっていると仮定しましょう。

下の計算式のように、子ども世帯と別々に申告をした場合、医療費控除額はあわせても9万円です。一方、子ども世帯と合算して申告すると、控除額が19万円となるのです。子ども世帯と合算したほうが、全体で控除額を増やすことができます。

控除額と、実際に手元に還付される額は違います。還付額は「控除額×年収ごとの税率」（5%〜45%、年収が高い方が税率は高い）で、おおよその額がわかります。

子ども世帯と別々で確定申告をし、医療費控除を受けた場合

12万円 (あなたの年間医療費)	-	5万円 (あなたの足きり額)	=7万円 (あなたの医療費控除額)
12万円 (子ども世帯の年間医療費)	-	10万円 (子ども世帯の足きり額)	=2万円 (子ども世帯の医療費控除額)
			=計9万円 (2世帯の控除額の合計)



子ども世帯と医療費を合算した場合

24万円 (あなたの医療費+子ども世帯医療費の合計)	-	5万円 (あなたの足きり額)	=19万円 (世帯全体の控除額)
※このケースの還付額は19万円×5%=9500円になります			

70~80代でも、持病があっても加入できるお得な少額短期保険も

エイ・ワン少短「エブリワン」は、うつ病などの持病があっても申し込みが可能。持病は保障の対象外ですが、それ以外の疾病はまかってくれます。SBIいきいき少短「新しいいき世代【緩和型】」は高血圧や糖尿病でも申し込みます。トライアングル少短「ほっと入院サポート」は、持病も支払いの対象です。

高齢、持病があっても入れる医療保険の例

- ① 加入できる年齢 ② 入院時に受け取る保障 ③ 65歳女性の保険料 ④ 問い合わせ先

エイ・ワン少短「エブリワン」

- ① 84歳まで(89歳まで更新可能)
- ② 日額5000円、7000円、1万円から選択
- ③ 日額5000円の場合、月4410円
- ④ ☎0120-33-1788

SBIいきいき少短「新しいいき世代【緩和型】」

- ① 79歳まで(99歳まで更新可能)
- ② 日額5000円、1万円から選択
- ③ 日額5000円の場合、月6040円
- ④ ☎0120-74-8164

トライアングル少短「ほっと入院サポート」

- ① 74歳まで(89歳まで更新可能)
- ② 5万円、10万円、20万円から選択
- ③ 5万円の場合、月6240円
- ④ ☎03-3525-8411